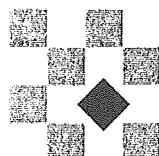


ソーシャルワーク研究所編
『ソーシャルワーク研究』Vol. 31 No. 4
WINTER 2006
2006年1月31日 発行 拠刷

公的扶助のゆくえとソーシャルワークの展望
-「自立支援」の流れにおける生活保護実践の展開と課題-

新保 美香



特集論文

公的扶助のゆくえとソーシャルワークの展望

—「自立支援」の流れにおける生活保護実践の展開と課題—

新保美香

キーワード

生活保護制度、自立支援、生活保護実践とソーシャルワーク

はじめに

日本の公的扶助として機能してきた生活保護制度は、ここ数年の間に、これまでにない大きな変化の時期を迎えることとなった。こうした変化は、一連の社会福祉基礎構造改革のなかで、生活保護制度の見直しが次に取り組むべき課題とされていたことや、地方分権の推進、「社会的援護を必要とする人々」への具体的対応が始まったことなどに連なるものと考えられる。しかし何より強力な推進力となったのは、経済不況が長期化するなかで生活保護率が上昇し、政府の財政制度面からの見直しを余儀なくされたことにあるといえるだろう。

こうした大きな制度改革の流れの中で今、生活保護を必要とする人々に対して、ソーシャルワークの立場から、何を、どのようにしていくことが求められているのであろうか。本論では、近年の生活保護制度改革の流れを概観し、生活保護制度の見直しのなかであらためて明示された「自立」概念と、あらたに始まっている「自立支援」の取り組みについて整理する。そして、生活保護におけるソーシャルワーク実践（生活保護実践）の主たる担い手である生活保護担当職員の業務と役割の現状をふまえたうえで、生活保護担当職員、ならびにこの領域の研究に関わる者が、今後取り組むべき課題について述べたい。

しんば みか：明治学院大学

1. 生活保護制度改革の現状

厚生労働省は、2003年8月、社会保障審議会福祉部会内に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」を設置し、2004年12月まで18回にわたる検討を行い、同年12月15日付で「報告書」をまとめたり。検討の内容は、①生活保護基準の在り方、②生活保護の制度・運用の在り方と自立支援について、③制度の実施体制についてであった。

①の保護基準に関しては、2004年4月に、委員会の報告を待つことなく、老齢加算が3年間の経過措置を経て段階的に廃止されることとなり、続いて2005年4月には、母子加算の段階的削除・年齢区分の変更・多人数世帯の低減率の設定が実施された。同時に、生業扶助のなかに「高等学校等就学費」が創設されるなど、基準そのものの見直しに着手し、近年にない生活保護基準の改訂が行われたことになる²⁾。

②の生活保護の制度・運用の在り方と自立支援の関連では、専門委員会で取り上げられた「自立支援プログラム」が、2005年春（H17年度）より生活保護の業務に導入されることとなった。同年3月31日付で「H17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（社会・援護局長通知）が示され、各自治体・福祉事務所は、社会・援護局保護課が作成した「自立支援プログラム導入のための手引」を手がかりとしながら、「自立支援プログラム」の実施に取り組むこととなった。

③の制度の実施体制との関連で、専門委員会は、制度が安定的に運営されるためには、財源の確保を行い、担当職員の専門性の確保とともに組織的な取

り組みを行うことの重要性を述べている。

この、財源および実施体制の確保については、2005年末に、政府の「骨太の方針」から始まり「三位一体改革」の流れで懸案となっていた国と地方自治体との生活保護費の負担割合をめぐって、大変激しい論議とやりとりが展開された。国が示した案は、財源とともに生活保護基準等設定の権限を地方自治体に委譲するというものであった。一方、地方自治体側は「生活保護は国の責任において実施するもの」という姿勢を固持し、一部の自治体では国に対する生活保護統計データの送信拒否を行なうなど、国が示した財源委譲の案に対して具体的に抵抗する動きもみられた。2005年11月末に、「生活保護費の国庫負担割合は現行のまま」とする政治的決着をみたが、関係閣僚の確認書には「生活保護の適正化について、地方は真摯に取り組む。適正化の効果があがらない場合には、必要な改革を検討し実施する」ことが記されており、今後も、財政をめぐる課題が、継続的に議論されていくことが見込まれている³⁾。

生活保護基準の見直し、「自立支援プログラム」の実施、財政制度からあらためて問われる保護の適正実施。こうした変化が、要保護世帯の生活、そして要保護世帯に対応する生活担当職員の日常業務に、大きな影響を与えている現状にある。

2. 生活保護における「自立」概念の明確化

今回、制度の見直しが行われるなかで、生活保護における「自立」の概念があらためて明示されたことは注目できる。「自立の助長」は、「健康で文化的な最低限度の生活の保障」と並ぶ生活保護法の目的であるが、「自立」の意味や「自立の助長」の解釈をめぐっては、現行法制定以来、長く論議がなされてきた経過がある。

「自立の助長」は、小山進次郎著『生活保護法の解釈と運用』にて、「法第一条の目的に『自立の助長』を掲げたのは、この制度を一面的な社会保障制度とみ、ただこれに伴い勝ちな惰眠の防止をこの言葉で意味づけようとしたのではなく、『最低生活の保障』と対応し社会福祉の究極の目的とする『自立の助長』を掲げることにより、この制度が社会保障の制度であると同時に社会福祉の制度である所以を明らかにしようとしたのである」⁴⁾「凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態

において社会生活に適応させることこそ、眞の意味において生存権を保障する所以である」⁵⁾と解説されているように、「惰眠防止」を目的とするものではなく、人の内在的可塑性を引き出すことを意味するものと考えられてきた。

しかしながら、現実には、「自立」を「生活保護からの脱却」や「経済的自立」ととらえ、実務の上で「自立助長」を「生活保護の廃止に向けた取り組み」として実践してきた経過があることも、否定できない⁶⁾。

今回の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の「報告書」では、「自立」を①「就労自立」、②「日常生活自立」、③「社会生活自立」の3つの観点で整理している。①の「就労自立」は、就労による経済的な自立、②の「日常生活自立」は、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活における自立、③の「社会生活自立」は、社会的なつながりを回復・維持する社会生活における自立、をそれぞれ意味している。現在、被保護世帯の約9割が、高齢・傷病障害・母子世帯であり、何らかの就労阻害要因を抱え、生活保護の利用者となっている現状がある。生活保護における自立を「就労による経済的自立」の観点のみでとらえてしまうことには、もともと無理があったが、今回、自立を3つの要素でとらえ、その内容を明示したことは、これから「自立」、そして「自立支援」を考え、実践していくうえでの、重要な指標となるものと考えられる。

3. 「自立支援」と「自立支援プログラム」

専門委員会の「報告書」では、「自立支援」は、社会福祉法の基本理念にあるように、「利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するもの」を意味するとしている。

そして、2005年4月より各地方自治体、福祉事務所毎に「自立支援プログラム」を導入し、個々の被保護者に即した「自立支援」に取り組んでいくこととなった。社会・援護局長通知「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針」(社援発第0331003号、2005年3月31日)では、導入の主旨として「今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、DV、虐待、多重債務、元ホームレス、相談に乗ってくれる人がいないために社会的きずなが希薄であるなど多様な問題を抱えており、また、

保護受給期間が長期にわたる場合も少なくない。一方、実施機関においてはこれまで担当職員が被保護世帯の自立支援に取り組んできたところであるが、被保護世帯の抱える問題の複雑化と被保護世帯数の増加により、担当職員個人の努力や経験に依存した取り組みだけでは、十分な支援が行えない状況となっている。このような状況を踏まえ、経済的給付を中心とする現在の生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムの導入を推進していくこととしたものである」と述べている。そして「自立支援プログラム」を策定する手順として、①管内の被保護者の状況を把握し、年齢や世帯構成、自立阻害要因別に類型化する作業を行ったうえで、②被保護者の個別支援プログラムを策定していくことが示されている。この個別支援プログラムの策定にあたっては、連携できる関係機関の活用や、新たな事業の企画、専門知識を有する者の非常勤・嘱託職員としての雇用、地域の適切な社会資源への業務の外部委託（アウトソーシング）が示唆されている。

基本方針と同時に示された「自立支援プログラム導入のための手引」では、プログラムを策定するための具体的な手順や、先行して類似のプログラムを実践してきた自治体で作成した「実施要領」や「手引き」「帳票類」を例示した。また、個別支援プログラムの例として、①「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム、②就労支援プログラム、③若年者就労支援プログラム、④精神障害者就労支援プログラム、⑤社会参加活動プログラム、⑥日常生活意欲向上プログラム、⑦高齢者健康維持・向上プログラム、⑧生活習慣病患者健康管理プログラム、⑨「精神障害者退院促進支援事業」活用プログラム、⑩元ホームレス等居宅生活支援プログラム、⑪多重債務者対策プログラムが示されており、各自治体、福祉事務所ではこれらを参考に、プログラムを実施していくことになる。

現在のプログラムの実施状況は、まだ、公式には明らかではないが、丹波史紀を代表とする「自立支援開発研究会」がH17年度厚生労働科学研究（政策科学研究事業）の助成により実施した「自立支援プログラムに関するアンケート結果」の経過報告⁷⁾から、各自治体における取り組みの現況が把握できる。ここでは、個別支援プログラムのなかで、事業化されている「生活保護受給者等就労支援事業」を活用している自治体が多いが、それ以外のプログラムは、

未実施あるいは実施予定とする自治体が多数であることや、「就労自立」以外の「日常生活自立」「社会生活自立」に関連したプログラムの実施例が少ないことが報告されている。また、丹波は、プログラムの意義や課題を問う自由記述欄を考察し、①就労支援以外のプログラムの「イメージがわからない」こと、②既存の実施体制で行うところがほとんどで「手が回らない」こと、③地域に可能な社会資源が乏しいこと、を課題として示している。

今後、各自治体における取り組みについては、実施状況を把握するだけでなく、実施内容、実施体制も含めて、「自立支援」が真に可能な状況が整備されているか、その内容をしっかりとみていく必要性が認められる。

4. 「就労支援」の取り組みの意義と課題

「自立支援プログラム」のなかで、多くの自治体が取り組みを始めている「就労支援」について、ここでふれておきたい。「就労支援」は、今回「自立支援プログラム」が導入される前から、いくつかの自治体において取り組みが始まられた。2000年(H12年度)に始まった、厚生労働省の「生活保護適正実施推進事業」(H17年度からは、自立支援プログラム策定実施推進事業に名称変更)の予算で就労支援の専門職員を雇用することが可能となり、その実践例と効果が報告され周知されるようになったことから、急速に全国に広がっていったものである。

横浜市は、早くから「就労支援」の取り組みを始めた自治体のひとつであり、その実践は現在の「自立支援プログラム」や「就労支援」に関するプログラムの基礎づくりに、大きな示唆を与えるものになったといえる⁸⁾。横浜市では、1999年より、市内の福祉事務所毎に求人情報誌を購入する費用を予算化し、2000年に、市の運営方針で「就労支援」を取り上げ、13区で重点事業として、実際に就労支援を実施する体制作りに着手した。同年には、「就労支援のてびき」⁹⁾を発行したが、この内容は、生活保護を受給するうえで義務として果たさなければならない「能力活用」を前提とした「就労指導」の考え方ではなく、本来の「自立の助長」の意味に即し、憲法第27条第1項に示される「勤労」を行う権利を保障し、被保護者のもっている可能性を広げていく一助としての「就労支援」を具体化しようとする内容であった。

「就労支援のてびき」では、さまざまな要因で就労

が実現していない被保護者に対して、その困難な状況を乗り越えて就労を実現することが「就労支援活動」であるとして、就労を困難にしている要因の把握方法や、具体的な援助の方法を明らかにした。また、面接の際の心がまえや服装、質問に対する対応、履歴書の書き方など、就職活動を始めるにあたって基本として押さえておかなければならないことを、生活保護担当職員が被保護者にアドバイスできるように、そのポイントを明示した。

2002年には、就労支援を行う専門職員を採用し、被保護者への直接的な支援に加え、求職支援、面接、求職、労働関係の諸制度の情報提供を行うとともに、生活保護担当職員の就労支援に協力する体制をつくっていく。こうした取り組みのなかで、例えば、路上生活者の就労支援においては、住民票の設定が必須であることや、求職活動を実施するうえで、携帯電話の購入が大きなポイントとなることなど、就労を実現させるための条件整備の必要性についても、あらたに確認されることとなつた¹⁰⁾。

ここ数年の各地の「就労支援」の取り組みのなかで、以下のようなことが、明らかにされてきていると考えられる。①従来行われがちであった「仕事を見つけて働いてください」「職安（ハローワーク）に行って就職の相談をしてください」というような、被保護者に委ねるかたちでの「就労指導」は、形だけのものになりやすく、本来被保護者自身がもっている「自立にむけた力」を徐々に失わせて行く可能性があること、②就労自立を目指す前に、日常生活自立ができるかを確認する視点も不可欠であること、③就労阻害要因は何かをていねいに把握しつつ、求職活動ができる生活基盤を整備し、仕事に結びつく技術を習得することも、求職活動を始める前に考慮されるべきであること。

これらはもともと、個々の生活保護担当職員が実践していたことかもしれない。しかしながら、近年、生活保護担当職員の短期間での人事異動が余儀なくされるなかで、これまで個人の単位で実践されてきた具体的な「就労支援」の内容が、「自立支援プログラム」の実施とともに、多くの関係者に紹介され、共有され、吟味されていくことは、大変望ましいことであり、これからも期待されるところである。

一方、複数の論者が懸念しているのは、「就労支援」が、本来の意味での「就労支援」として行われるかどうかということである¹¹⁾。「就労させる」「就労しなければならない」というような言葉を用いて行われる被保護者への対応は、「支援」ではなく、生活保

護の廃止にもつながる「指導指示」にあたる。被保護者を主体とし、就労に向けて、被保護者のペースでサポートしていく「支援」が実現されていくことが望まれる。「就労」を目標としたプログラムが計画された場合、被保護者が計画どおりにプログラムに参加し、目標を達成することを期待してしまいやすいが、試行錯誤して、失敗から学び、次につなげる経験を重ねながら、自信と誇りを取り戻していくことが必要な被保護者も少なくないことを心にとめておきたい。「就労支援」を行う職員にできる最大の支援は、被保護者を励まし、意欲と自信を喚起し続けることであるといえる。

また、「就労支援プログラム」の多くは、プログラムの利用によって就労自立が見込まれる被保護者を対象としている。本人の意欲、あるいは条件が整わない被保護者については、専門職員の支援の対象とならず、生活保護担当職員ひとりで支援を行っていかなければならない現状もある。生活保護担当職員が、「支援する力」をつけていくことが一層必要とされていることも、見過ごせない課題であろう。

5. 生活保護実践とソーシャルワーク

生活保護実践は、地方自治体の職員で、社会福祉主事の資格をもつ生活保護担当職員（現業員は通称ケースワーカー、査察指導員はスーパーバイザーと呼ばれている）が担ってきた。生活保護担当職員は、歴史的に、ケースワークを行う専門職種として位置づけられてきたが、実際に、生活保護担当職員の行う業務の内容は、ケースワークが意味するような個々の被保護者に対する個別的援助にととまらず、利用者を他の社会資源につなげたり、あらたな資源を開発したりするなど、多面的な活動となっている。

2003年6月、日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会によって、「ソーシャルワーク」は以下のように定義されている¹²⁾。「ソーシャルワークとは、社会福祉援助のことであり、具体的には人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、利用者の質の高い生活（QOL）を支援していくことである。そのため、ソーシャルワークは、人々が社会サービスを活用しながら、自らの力で生活問題を解決していくことを支え、人々が生活する力を育むよう支援することをいう。その支援の過程において、必要があれば既存の社会サービスで足りない問題解決のための社会資源の開発をはじめとした社会環境面での改善にも努めることである。また、

ソーシャルワークは障害のある人であっても、他の市民と同等のごく当たり前の生活ができるようになるのが当然だとするノーマライゼーションの思想を尊重する。また、人々が健康で文化的な生活が営めるよう、社会全体のなかに自立生活上何らかの支援を必要としている人々を、社会の構成員として包み込んでいくソーシャルインクルージョンの考え方を実現することでもある。このように、ソーシャルワークの目的は人々の人権を擁護することにある。ソーシャルワークは、国民の最も身近なところで、セーフティネットの中核を担うものである。この定義の内容と照応させて考えるとき、「自立支援」の概念が明確になった現在の生活保護制度の下で生活保護実践が担うべき役割は、まさにソーシャルワークそのものであるように受け止められる。

生活保護制度制定時より、生活保護実践について、多くの研究と実質的な示唆を行ってきた仲村優一も「言うまでもなく、今日の『現業を行う所員』が現業員たるケースワーカーとして現場でやっている仕事の中身は、量質ともに、五十年前のそれとは全く異なるものである。そして、私が特に興味深く感ずるのは、法律上で全く同じ表現のもつ意味が五十年間に大きく変化したということは、今日の現業員のやることが、『ケースワーク』『ケースワーカー』と呼ぶのでは間尺に合わなくなって、『ソーシャルワーク』『ソーシャルワーカー』と呼ぶべきものになっているのではないか」と述べている¹³⁾。

今後、通称「ケースワーカー」と呼ばれている現業員が、「ソーシャルワーカー」と呼ばれるようになるかどうかは別にして、生活保護実践も、さらにソーシャルワークの知見を大切にしながら、援助の方法論を確立していく時期にきていいるものと考えられる。

6. これからの課題

今後、生活保護実践が真にソーシャルワーク実践となっていくためには、考慮されなければならない、いくつの課題がある。第一は、制度そのものを実質的に「利用しやすく自立しやすい」ものにしていくことである。このことは、「生活保護の在り方に関する専門委員会」における、ひとつの基本的視点であった。生活を再建していくための弾力的な資産保有、ステイグマを軽減させるための資産調査の簡素化、関係性を損なわない範囲での扶養調査などが、専門委員会では議論された。利用者の抵抗感やステイグ

マが伴う制度のもとで、利用者を支援することを目指したソーシャルワークの援助関係の構築は困難である。「利用しやすい」制度となるための検討を、ソーシャルワークの考え方方に立脚しつつ継続していくことが求められる。

第二は、生活保護の実施体制の充実と生活保護担当職員の専門性の維持向上をすすめていくことである。専門委員会の「報告書」では、担当職員の配置不足や経験不足で、質・量の両面で問題が指摘されていること、組織としての支援が十分でないことなどから、現業員の負担が過重となっていることが述べられている。このような現状認識のもと、担当職員の研修の充実とともに、生活保護担当職員では十分に行うことのできない業務を外部委託（アウトソーシング）するという方向性が示され、近年では実際に、福祉事務所で就労支援・病状把握・退院促進等にかかる専門職員を雇用したり、就労支援にかかる業務を、NPO団体などに委託したりする実践が行われるようになっている。

「外部委託（アウトソーシング）」については、2005年3月に、栗田仁子らが厚生労働科学研究の政策科学推進研究事業の成果として、「社会福祉行政事務の民間委託（アウトソーシング）に関する研究」の報告書をまとめている¹⁴⁾。本研究は、生活保護業務を民間委託することについて、生活保護担当職員の意識調査を行ったものである。民間委託を行うことの可能性と課題が報告されているが、注目すべきは、担当ケース数が90ケースを越える場合に、担当職員の「業務の負担感」が大きくなっているという指摘である。専門性の維持向上も大切であるが、栗田らの研究成果に示されるように、適正な業務量を維持することが、担当職員の負担を軽減させ、よりよい実践を行うことにつながっていくことも、十分考慮されなければならない。

生活保護担当職員の業務の専門性を高めるためには、職員の業務の内容を整理し、そこで求められる価値・知識・技術を明らかにしていくことも大切である。この具体的な内容は、2003年に社会・援護局保護課に設置された「生活保護担当職員の資質向上検討委員会」がまとめた「提言」¹⁵⁾のなかで、「ケースワーカーおよびスーパーバイザーの専門性を確認するための観点表」として提示されている。本報告書では、利用者によりよい援助を行うための人材育成の在り方や、研修の方法と内容も提案されており、その内容が、今後の検討の素材となることが期待される。

第三は、今の時代に即した、生活保護実践における具体的な援助方法論を確立していくことである。現行の生活保護制度は、一人の生活保護担当職員が「最低生活保障（経済給付）」と「自立の助長（福祉的援助）」を同時に扱うしくみとなっている。2003年から2005年にかけて、経済給付と福祉的援助の2つの機能を「分離」すべきか、現行のように「一体化」しておくべきか、双方をめぐる論議が、研究者や生活保護担当職員によって行われたことは記憶に新しい¹⁶⁾。

このたびの制度の見直しでは、生活保護担当職員が「経済給付」と「福祉的援助」を同時に扱う体制が継続されることとなったが、「金銭」を介在させて行われる生活保護実践の特徴をふまえ、そこで援助関係の構築の難しさや、利用者との葛藤を、できるだけ克服できるようなかたちでの援助方法論を、今の生活保護担当職員が理解できるかたちで具体化していく必要があるだろう。また、こうした生活保護実践の特性は、生活保護担当職員のみならず、生活保護を必要とする利用者にかかる援助専門職にも理解を求めていくことが、利用者を中心とする、よりよい連携を実現させるために大切なこととなる。

多くの生活保護担当職員が、市民である利用者に対して、よりよい対応を行っていきたいと願い、日々の業務に取り組んでいる。近年は、「貧困の様相」も多様化している。現代的な貧困や、現代の被保護者の置かれている社会的な状況を、業務を行う前提として学んでおくことが求められる。また、個々の利用者にとっての「金銭のもつ意味」や「働くことの意味」を、利用者が置かれている状況に即して理解し、特に後者については、利用者が理解できる言葉で伝える実践力も不可欠である。

「意欲が低下しているように見える要保護者」や「安易に相談に訪れているように見える要保護者」には、特にていねいに、迅速に対応する必要がある。「自助努力」や「自己責任」を求めるあまり適切な支援が行われなかった場合、その後の時間の経過とともに、要保護者の多くが「困難をはねかえす力」や「意欲」「自尊心」「生活の場」を失い、場合によっては「借財」や「挫折経験」を重ねてしまうことになるだろう。必要な人には直ちに生活保護を実施し、早期に課題解決に取り組むことが、真に生活保護を適正かつ適切に実施することにつながっていくことも、援助方法論のなかでは明らかにされる必要がある。

むすびにかえて —利用者主体の生活保護実践を目指して—

生活保護実践に関連して、これからもっとも取り組まなければならないことは、制度の利用者の声をしっかりと把握し、それを実践のなかに反映させていくことである。制度の利用者が、生活保護制度の内容をどのように理解し、制度の在り方をどのように感じているか。また、利用者が、生活保護担当職員の援助の意味をいかに受け止めているかということを把握する研究や取り組みは、利用者が積極的に語る場面が設定されにくことから、少なかったものと考えられる。近年、制度の利用者が自らの経験を語る機会もさまざまな形で現れ、利用者の思いやニーズを把握する調査研究の成果が、発表されるようになりつつある¹⁷⁾。利用者の声を真摯に受け止めながら、これからも、利用者を主体とした「利用者とともに歩む生活保護実践」が展開されていくことが期待される。

〈注〉

- 1) 専門委員会における検討の経過は、厚生労働省のホームページに「議事録」「報告書」が掲載されており、そこで把握することができる。在り方検討の意義や課題については、岩田正美「『生活保護の在り方に關する専門委員会』を終えて」『生活と福祉』586号、2005年1月、布川日佐史「『生活保護の在り方に關する専門委員会 報告書』の読み方」「賃金と社会保障」1388(2005年2月下旬号)、星野信也「生活保護制度に関する報告書の批判的検討」『週刊社会保障』No.2329、2005年4月18日などを参照されたい。
- 2) 老齢加算や母子加算の段階的廃止削除をめぐり、京都・兵庫・広島などで、「生存権保障に違反する」とする争訟が起こっている。
- 3) 補助金削減に関しては、「生活保護費および児童扶養手当に関する関係者協議会」にて検討が行われた。検討の経過については、京極高宣「生活保護制度の将来像（覚え書）その1 三位一体改革の協議会の検討をふまえて」『厚生福祉』2005年12月13日号、「生活保護制度の将来像（覚え書）その2 三位一体改革の協議会の検討をふまえて」『厚生福祉』2005年12月20日号に詳しい。
- 4) 小山進次郎著『改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）』全国社会福祉協議会、1975年、p.84.
- 5) 注4に同じ、p.92.
- 6) 田中明彦「生活保護法の理念と原理」岩田正美・岡部卓・清水浩一編『貧困問題とソーシャルワーク』有斐閣、2003年、p.113.
- 7) 丹波史紀「自立支援プログラムの実施と課題」『第38回公的扶助全国セミナー資料集 戦後60年、社会福祉と憲法25条』2005年11月。

- 8) 横浜市の就労支援の取り組みについては、吉沢善治「自立支援プログラムについて」『生活と福祉』2005年10月号、などで紹介されている。
- 9) 横浜市福祉局生活福祉部保護課編集『就労を実現させるために－就労支援のてびき－』2001(H13)年3月
- 10) 注8と同じ。
- 11) たとえば、秋本美世「生活保護と自立支援」『週刊社会保障』No.2326、2005年3月28日、布川日佐史「就労可能な生活困窮者と生活保護制度」『社会福祉研究』第94号、2005年10月など。
- 12) 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」2003年6月24日 第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会
- 13) 仲村優一「世紀の変わり目の福祉課題（その19）－ケースワーカーとソーシャルワーカー－」『日本ソーシャルワーカー協会会報』第32号、2004年8月。
- 14) 主任研究者 栗田仁子「平成16年度 厚生労働科学研究補助金（政策科学推進研究事業）研究報告書 社会福祉行政の民間委託（アウトソーシング）に関する研究」2005年3月。
- 15) 生活保護担当職員の資質向上検討委員会「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」2003年3月、p.4. 「提言の概要」は、『生活と福祉』全国社会福祉協議会、2003年7月号に掲載されている。
- 16) 「分離論」「一体論」の論議の経過については、吉永純「利用者本位の生活保護改革を①②③」『賃金と社会保障』No.1360(2003年12月), 1364(2004年2月), 1365(2004年3月), 清水浩一「社会福祉改革と生活保護法『改正』の展望—新しいソーシャルワーカー像を求めて」『賃金と社会保障』No.1355号、2003年4月, 清水浩一「生活保護制度をめぐる論点整理—経済給付とケースワーカーの分離についての再論・吉永氏の問題提起に応えて」『賃金と社会保障』No.1369、2004年5月、および、『賃金と社会保障』No.1395号、1397号、1399号、1401号(2005年6~9月)、に掲載された「リレー連載 生活保護改革とケースワーカーの担い手を考える いわゆる“分離論”“一体論”的検討」(論者:戸田典樹、池田恵利子、清水浩一、吉永純、長谷川俊雄、大友信勝)の各論文を参照されたい。
- 17) 利用者からの報告は、たとえば、加藤裕子「元利用者からみた生活保護の役割と実態」『公的扶助研究』全国公的扶助研究会、37号、2004年があげられる。また、被保護世帯の実態を把握した調査研究として、杉村宏らによる「H15年度、厚生労働科学研究補助金（政策科学推進研究事業）研究報告書 貧困の世代間再生産の緩和・解消のための支援に関する基礎的研究」の研究成果には、注目できる。